

「わが国の金融機関におけるリ スクマネジメントのあり方につ いて」

平成26年度 証券ゼミナール大会 第2テーマ



滋賀大学 二上ゼミナール 金融資本市場研究会

	目次	
	序章	p 2
	第1章 金融機関が抱えるリスクとは	p 3
	第1節 リスクの定義	
5	第2節 リスクの分類	
	第2章 金融リスクマネジメントの定義と歴史	p 7
	第1節 リスクマネジメントの定義	
	第2節 現代リスクマネジメントの始まり	
	第3節 バーゼルⅡ	
10	第4節 金融危機の発生とバーゼルⅢ	
	第5節 過去のリスクマネジメントの発展から見る日本への含意	
	第3章 日本の金融リスクマネジメントの現状	p 14
	第1節 銀行・証券会社のリスク管理体制	
	第2節 マクロプルーデンス体制	
15	第4章 現状から見た日本の金融リスクマネジメントの問題点	p 21
	第1節 リスク管理への検査の有効性	
	第2節 統合リスク管理の問題点	
	第3節 リスク管理と規制の限界	
	第4節 マクロプルーデンス政策の問題点	
20	第5章 今後における日本の金融リスクマネジメントの改善策	p 24
	第1節 ストレステストの施行	
	第2節 経営陣によるリスク判断とリスクコミュニケーション	
	第3節 包括的のリスク管理	
	第4節 マクロプルーデンス政策の問題点	
25	終章	p 31
	参考文献	p 33

序章

5 日本に留まらずどの国においても今後の金融機関のリスクマネジメントにおいて、金融機関に内在するリスクを正確に認識・対処し、経営の健全性を確保しながら、利益を追求していくことが必要不可欠である。

10 人類はより効率よくモノ・サービスを取引するため、そしてあらゆる事柄・モノ・サービスの価値を公平に測る尺度として、単なる紙や金属物に価値を持たせた貨幣とし、よりよい経済活動を目指し発展を続けてきた。そして直接的な金銭だけでなく、証券や株などが生まれ現代の社会においてこういった作為的に価値の付けられた媒体は非常に重要なものとなってきた。様々な業種の中で上記のモノのやりとりで特に利益を得ているのが、金融機関であるといえる。

15 証券・銀行をはじめとする金融機関は様々なシステムを考案し発展を続けてきた。だがこれら金融業にも様々な問題点・リスクが存在している。最近の事例を見ても、金融の自由化からおよそ40年が過ぎ、多くの失敗を金融機関は経験してきた。1987年の米国株式市場におけるブラックマンデー、また2007年の米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機などが
20 失敗の例として有名である。このような事態の度に金融機関はリスクを回避しやすくするために多くのリスクマネジメントを立案してきた。

25 具体的には、国際決済銀行のバーゼル銀行監督委員会で各国金融当局が合意した、いわゆるバーゼル資本規制や、金融リスクマネジメントのベストプラクティスを念頭において策定される金融機関の実務監督指針などが挙げられるだろう。こうした金融監督規制が、金融機関の経営の健全性、円滑な金融仲介機能を確保しようとして尽力し、金融機関のリスクマネジメント発展の一翼を担ってきた役割は大きいといえる。こうした世界の流れを経て日本の金融リスクマネジメントについて考察し、今後の日本の金融リスクマネジメントがどうあるべき
30 であるのかを述べていきたい。

本稿では第1章でリスクという概念の整理と金融機関の抱えるリスクの種類を示し、リスクを明確にとらえるようにしていく。第2章では金融リスクマネジメントについて整理したあとに今までの金融リスクマネジメントの歴史をたどることで今後への糧としていく。第3章で我が国の金融リスクマネジメントの現状を挙げ、第4章ではそれらの問題点を探っていき、第5章で今後日本の金融機関がどうすべきか改善策を述べていきたい。

第1章 金融機関が抱えるリスクとは

10 第1節 リスクの定義

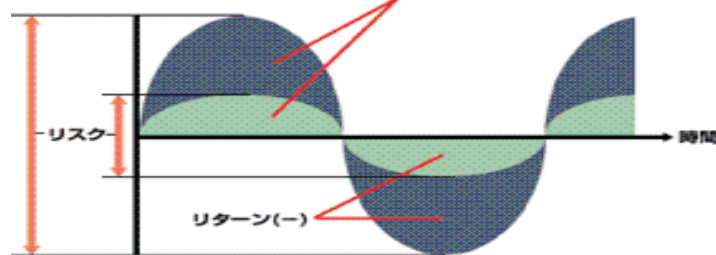
一般にリスクとは、不確実なことが経済的に問題となることである。そして、リスクマネジメントとはその起こりうる問題に対してリスクを予想し、現実にも起こっても被害や損失を最小限にするための対策のことである。例えば、投資家は、さまざまな資産への投資からリターンを得るが、そのリターンは程度の差こそあれ変動する。その変動を「リスク」と呼ぶ。そして、このリスクを「許容範囲」におさめることをリスクマネジメントという。

企業においては、資金調達の方法、どのようなビジネスに資金を投入すれば、将来の収益が最大になるかといったことを検討しなければならない。この過程において、直面するリターンの変動をリスクと呼ぶ。このリスクを当確企業にとって許容範囲内におさめることが、リスクマネジメントである。

金融機関でも同じようなリスク、リスクマネジメントが存在し、金融機関の場合は何十兆円という大金を取り扱うため、将来の不確実性（リスク）を正確に判断し対応することが求められる。

図1-1 リスクとリターンのイメージ

25



30

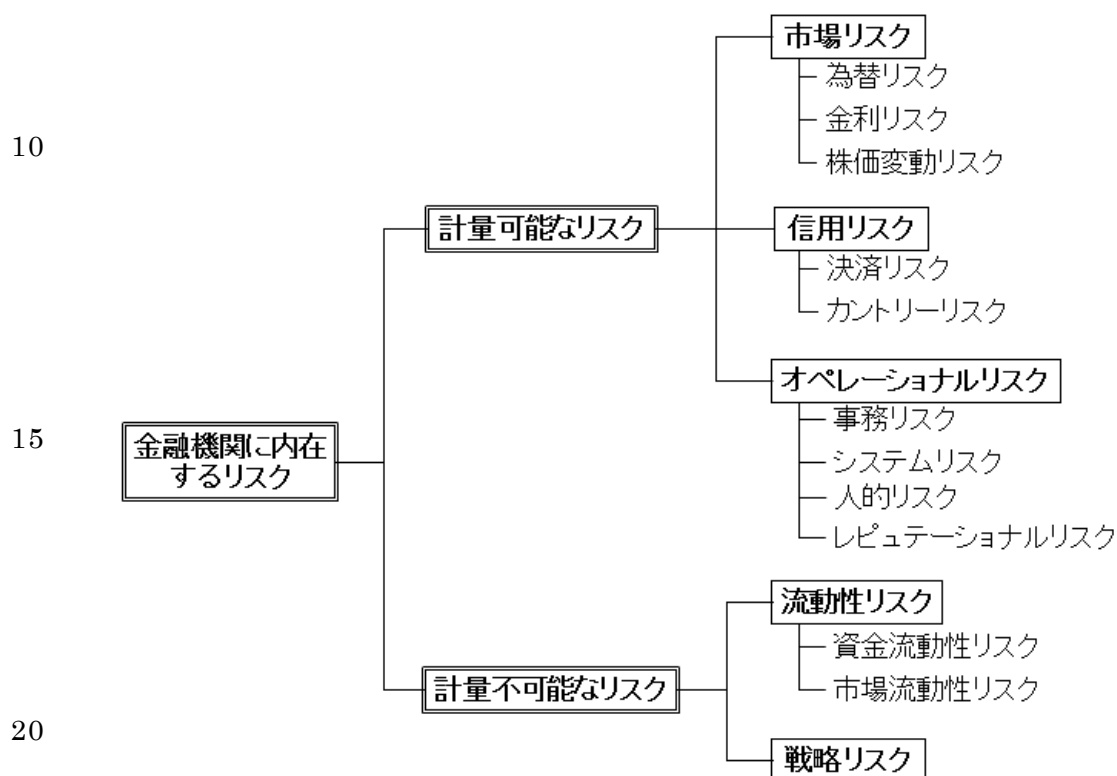
一般的にリスクの幅が大きい(値動きの激しい商品に投資している)とリターン((+)(-)も大きくなるといわれています。逆に、リスクの幅が小さい(値動きの穏やかな商品に投資している)とリターン((+)(-)とも)小さくなるといわれています。

出所； http://www.zenginkyo.or.jp/service/risk/risk_return/index.html 一般
社団法人 全国銀行協会

5 第2節 リスクの分類

金融機関にとっての考えられるリスクをまとめると、次の様になる。

図1-2



(出所) 金融リスクマネジメントバイブルより筆者作成

・計量可能なリスク

<市場リスク>

25 市場要因の変動によって保有資産に損失が出るリスク。その中には、株価が変動するリスクの株価変動リスク、金利が変動する金利リスク、外国為替レートの変動による為替リスクがある。

<信用リスク>

30 債務者が、債権を履行できなくなるリスクのことである。デフォルトリスク(債務不履行の危険性)とも言う。貸出先、投資先の財務状況の悪化などで元

5 利の回収停滞、資産価値の減少などが生じることで損失するリスクである。信用リスクを知るための指標としては、信用格付けが有名である。信用格付けは、格付機関が特定の有価証券や債務者の信用リスクが大きいのか小さいのかを判断したものであり、おおよその目安になる。また、法人向けの貸出しを行っている金融機関では、内部（行内）格付を整備していることが多い。信用リスク管理は貸出を業務の柱としている金融機関にとっては、大きな関心事である。

10 金融機関にとっては、貸倒れによる損失をカバーするための利鞘を確保することが求められる。信用リスクが高まることは、債券の評価に影響を与える。たとえば、信用リスクが高い会社が債券によって資金調達を行う場合、信用リスクに見合うだけの利鞘（信用スプレッド）を求められ、長期の満期の債券を発行することは困難になる。また、個人でも信用リスクが高いと金融機関から判断された場合、保証人や追加担保を要求される、借入上限額が低く抑えられる等の影響を被ることになる。

15 信用リスクの中には、決済が予定通り行われないことにより問題が生じることの決済リスク、海外投融資や、貿易を行う際、対象国の政治、経済、社会環境の変化のために、個別事業相手が持つ商業リスクとは無関係に収益を損なうカントリーリスクが存在する。開発途上国においてカントリーリスクは高く感じられる。

<オペレーショナルリスク>

20 オペレーショナルリスクとは、事務処理などの内部手続きの誤り、人事運営上のトラブル、システム障害、外部からの不正行為、自然災害などに起因するリスクのことである。

- ・ 計量不可能なリスク

25

<流動性リスク>

30 流動性リスクは、資産運用において、市場で取引量が少ないため、株式や債券などを換金しようと思った時に、すぐに売れなかったり、希望した価格で売れなかったりするリスクをいう。本リスクは、大きく分けて、市場性があまりない商品自体によるものと、異常事態のマーケット状況によるものがある。

一般に市場で売買される量が極端に少なかったり、市場が大暴落したり、戦争や自然災害などで突然取引ができなくなったりした場合に起こることがある。例えば、株式については、市場に出回る絶対量や取引量が少なく、人気薄の状態にある銘柄に起こったり、不祥事や経営危機などが原因で、売りが殺到して

5 取引が成立しない銘柄に起こったりする。

また、債券については、上場する国債等を除けば、全体として流動性が高いとは言えず、償還期限前に売ろうとした場合にすぐに売れない銘柄や不利な価格になる銘柄がこれに該当する。なお、金融機関等では、流動性リスクについて「運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、決済に必要な資金調達に支障をきたしたり（資金繰りがつかなくなったり）、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされたりするリスク」などと定義している。本リスクは、金融機関等にとっては、すぐに経営危機に直結するため、日々の指標となるガイドラインの設定、流動性の補完体制、コンティンジェンシープランの策定など、全社レベルでリスク管理を行っている。

15

<戦略リスク>

戦略リスクは、事業戦略と収益構想が、経営戦略を効果的に反映していない、または、戦略を練ったときの展望と実際の事業環境にずれが生じ、最終的に経営戦略が新しい状況を反映しなくなるリスクのことをさす。

20 このリスクがほかのリスクと違うところは、ほかのほとんどのリスクは「見返りのない」リスクであるのに対し、この戦略リスクは、新しい市場への事業進出や、新製品への投資など、成功すればリターンの大きい「見返りのある」リスクである。

25 そのため、この戦略リスクというのは、現状、分析が難しいのである。これらの多岐に渡るリスクにより適切な対応をすることで、被害を最小限に抑え利益につなげることができる。これらのリスクは金融機関が何も対策しなければ避けることが困難である。リスクへの対応は現代において必須ともいえるだろう。

30

第2章 国際的な金融リスクマネジメントの発展の歴史と定義

第1節 金融リスクマネジメントの定義

5 金融業を含む全ての事業はリスクとリターンの組み合わせであり、高いリターンを目指すのであればそれに見合ったリスクをとらなければならない。リスクをゼロにして利益を得ることは不可能であり、リスクとリターンはトレードオフの関係にある。そもそも株主からの収益期待に応えるために金融機関が能動的にリスクテイクし、より高いリターンを目指すのは当然のことである。しかしながら闇雲にリスクをとり、リスクが顕在化した際に経営破綻してしまうことは許されない。このことは特に高い公共性を持つ金融機関において言える。

10 リスクが顕在化し損失が発生した場合でも金融機関はそれを資本で吸収し、金融事業を継続するとともに、預金者等の一般債務者には影響がないようにしなければならない。

15 つまり金融リスクマネジメントとは、「金融機関がさらされるさまざまなリスクを認識し、経営に安全性を確保しながら株主価値の極大化を追求する過程で、発生するリスクを取締役会等が定める範囲内にとどめる活動」と定義できる。リスクを可視化しそれがいつ顕在化しても対応できるようにあらかじめ資本を備えておく必要がある。

20 また期中のリスクテイクは期初にリターン目標を設定した際に決められているが、問題は期中のリスクテイクが予想を超えて増えてしまう場合である。こうした想定外のリスクが生じたときには早期に感知してリスクを縮小することで当初規定したリスクの範囲内に収める、あるいは業務環境の変化に応じて業務計画そのものを修正する必要がある。このような対応もリスクマネジメント

25 の一つとして含まれる。

金融リスクマネジメントの歴史は現代以前にさかのぼる。リスクマネジメントは今日に至るまで、世界的な金融の自由化と国際化の流れの中で、さまざまな失敗を繰り返し高度化していくことで発展してきたのである。そこで第二章では、国際金融規制を軸として、歴史的背景を考察していく。

第2節 現代リスクマネジメントの始まり

今まで様々な失敗を経て金融機関は学び、より次に生かそうとしてきた。リスクマネジメントが何を経てどのように変わってきて今に至ったのかを知ることで、より良いリスクマネジメントの考察に繋げていきたい。

- 5 戦後、我が国の金融機関は競争が少なく、効率の悪い金融機関でも生き残ることが可能だった。しかし、欧米で実施された金融の自由化の波が日本にも押し寄せ、日本の金融機関も金融自由化による経営の効率化が求められるようになった。1980年代以降、この流れは世界にも広まり、金融機関に二つの意味で大きな変革をもたらした。一つ目が、資産負債管理が複雑化することで、金融機関経営における金利リスク、為替リスクの管理の重要性が増したこと。二つ目が、金融市場が国際化することで、海外市場で大きなビジネスチャンスを得られたことである。また金融の自由化と国際化によって、現物の取引にデリバティブ取引が加わり、市場業務が拡大した。市場業務の拡大は収益をあげることを目指す一方で、市場リスクや信用リスクといったリスクを伴い、顕在化したこれらのリスクがクローズアップされることになった。

- 15 金融のグローバル化が進む中で、国際競争上の公平性の維持のために共通の規制基準、とりわけ自己資本規制を重視する動きが出てきた。1988年のバーゼル銀行監督委員会の合意をもって、いわゆる BIS 規制、ないしバーゼル I が、バーゼル銀行監督委員会を構成する各国で開始されたのだ。BIS 規制は、国際的な活動を行う民間銀行に対して、銀行が保有する「リスク・アセット」の8%相当額を、最低所要自己資本として常に保有することを義務付けるものである。

- 25 しかしリスク・アセット計算の対象が、貸出資産などの与信業務のみを対象としており、当時すでに業務拡大が顕著であった、トレーディング業務を対象として含んでいない、といった批判が相次いだ。そこで、バーゼル銀行監督委員会はリスク管理体制の強化を目的として、自己資本比率の算出方法に従来の信用リスクに加えて市場リスクも考慮に入れることにした市場リスク規制を1996年に公表した。自行の VaR5 モデルを所要自己資本計算に使用できるようになったことで、金融機関のリスクマネジメント手法高度化に大きなインセンティブを与えることとなったのだ

- 30 1980年代後半、米国はラテンアメリカ債権問題と不動産への過剰融資問題、

さらにこれに金利自由化が加わることで発生した S&L 危機という深刻な状況に陥っていた。ここで必要になったのが、信用リスクの計量化技術や資本コストの計測技術である。こうした信用リスク計量化を背景に、BIS 規制の信用リスクアセット計算手法に対しても、市場リスク規制と同様に VaR 方式を求める動きがでてきた。

1997 年にはアジア通貨危機が発生、それに連動する形で 1998 年にロシア財政危機が起きた。この影響で途上国への積極投資から巨額の損失を被り、巨大ヘッジファンド、ロングターム・キャピタル・マネジメント（以下 LTCM）が 1998 年 9 月に経営破綻したことはあまりにも有名である。この LTCM 破綻により、国際金融市場で急速な拡大を遂げていたヘッジファンドの投資行動に対してどのような対応をとるかが議論となった。これに対し金融当局はヘッジファンドを直接の規制対象とはせず、ヘッジファンドに資金を供給している金融機関に対して、金融機関の信用リスク管理や取引決済としてのオペレーショナル・リスク管理上のモニタリング強化を要求した。また、信用リスクの変化やデフォルトの急速な増加といった事態に対して信用リスクモデルが必ずしも有効な結果をもたらさなかった、という点も指摘された。そのため、信用リスクモデルを BIS 規制に採用することには難色が示されたのである。

第 3 節 バーゼル II

第 1 節で述べた BIS 規制では策定されてから 10 年が経過し、金融業務の高度化・複雑化により完全に対応しきれなくなってきたため、見直しの必要が出てきた。具体的には、新しく顕在化したオペレーショナル・リスクなどに対応できていない、などといったことである。そして金融活動がグローバル化する中で、国際的に活動する銀行の健全性を確保するために、銀行の経営が健全であるかどうかを示す自己資本比率規制の大幅な改訂が求められた。その結果、バーゼル銀行委員会により 2004 年バーゼル II が確定し 2007 年から適用されたのである。バーゼル II では新たに「三つの柱」という考え方を導入。その中には、新たに顕在化したオペレーショナル・リスク等も含まれている。

第一の柱での、市場リスクについては自己資本比率の最低基準は 8% で変更はない。だが自己資本比率の分母部分をより正確に行うために、算出する際の

分母となるリスク・アセットに、信用リスク、市場リスク、新たにオペレーショナル・リスクが対象に加えられたのである。それぞれのリスクを算出する際には新たに「メニュー方式」が導入された。「メニュー方式」とは、各金融機関が自らのリスク・プロファイルとリスクマネジメント態勢に応じて、単純なものからよりリスク感応度の高い複雑な手法など、複数の手法から自ら選択できるシステムのことである。

信用リスクにおいては今まで一律のリスク・ウェイトで行っていたものを、3つの計測手法（標準的手法、内部格付手法 1－基礎的アプローチ、内部格付手法 2－先進的アプローチ）の選択肢を銀行に与えた。「標準的手法」とは、予め決められた格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを適用する方法だ。

一方「内部格付手法」とは、銀行の内部格付に基づき算出された与信先のデフォルト確率やデフォルト時損失率等を用いて、リスク・ウェイトを算出する方法となっている。「内部格付手法」には、デフォルト確率を銀行が推計し、デフォルト時損失率等は各行共通のものとする「基礎的内部格付手法」と、デフォルト時損失率等も銀行が推計する「先進的内部格付手法」がある。

また新たに問題視されるようになったオペレーショナル・リスクに対しても自己資本が求められることとなった。それに伴い、バーゼルⅡでは新たにオペレーショナル・リスクに対して自己資本が求められた。その背景には、今まで軽視していた不正取引から、想像以上の損失が生れたことがある。金融サービスの規制緩和やグローバル化、金融技術の高度化などに伴い、銀行の抱えるオペレーショナル・リスクは近年総じてより複雑化している。

また小さな事象は社内で経験するものの、大規模な損失事象は社内で経験していない事例が多く、自社の損失データから事前に描くことは困難である。そのため、自社でも発生しうる潜在的な可能性を自社の損失分布として含む必要がある。これらの理由よりオペレーショナル・リスクに対する VaR 値を計測、バーゼルⅡ上の所要自己資本計測に採用している。バーゼルⅡではオペレーショナル・リスクに見合う自己資本の維持を求めており、計測手法として、「基礎的手法」「粗利益配分手法」「先進的計測手法」のいずれかを採用することとなっている。「基礎的手法」は、粗利益に定められた掛目を乗じて算出する方法で、

「粗利益配分手法」は、粗利益をさらに8つの業務ごとに分け、それぞれに定められた掛目を乗じて算出する方法だ。「先進的計測手法」は、統計的な手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法である。

5 第二の柱では、銀行自身が健全な経営を維持するために自己管理のリスク管理と自己管理を行う。そして各金融機関が自発的に創意工夫をしたリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を求める。その結果、銀行による自己資本管理状況に問題があると認めた場合、当該銀行に対するモニタリング強化や、内部管理プロセス・自己資本水準の改善など監督上の手段を実施する。そして、第一の柱で考慮はされているものの十分に捉えられていないリスク、銀行勘定の金利リスクや与信集中リスクなど第一の対
10 象となっていないリスクも含め、銀行にとって外的な要因などを含め、リスクの総体を適切に把握・管理しているかどうかを検証することとなっている。

15 第三の柱は市場開示であり、情報開示による充実を通じて市場規律の実効性を強化することが目的だ。自己資本比率の計算根拠やリスク管理方針・手続きなど第一・第二の柱に関する情報開示が求められる。開示することで、市場の評価を通じて金融機関に対する規律を働かせ、健全な経営を促すことが期待される。定性的な開示事項のほか、所要自己資本の内訳やエクスポージャーの状況などの定量的な開示事項も開示対象となっている

20 第4節 金融危機の発生とバーゼルⅢ

25 バーゼルⅡ導入後2006年～2010年までの5年間は金融リスクマネジメントを取り巻く環境が一変した。まず住宅ローン問題により問題が拡大化し、2007年に表面化したサブプライムローン問題により波紋を呼ぶこととなった。住宅価格が大きく下降を始めたことで、住宅ローン会社の経営破綻が顕著になったのだ。そして国際的な金融危機の引き金となったリーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などで、实体经济に大きな損失が生じた。

30 リーマンの破綻後、欧米の大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど、金融不安が深刻化し金融市場全体が麻痺に陥ってしまったのである。金融市場の麻痺を防ぐため、各国政府は相次いで政策金利の引き下げや、税金を投じて銀行に資本注入や損失保証を行い「金融機関の公的管理」に踏み切ったものの、

負の連鎖は収まらなかった。その中には、先進的なリスクマネジメントを行っていると言われる金融機関も多々存在していたのである。しかしここで、先進的なリスクマネジメントをしていたにも関わらず、機能が果たされなかったことが明らかとなり様々な面での見直しが行われた。

- 5 金融危機を通じて明らかになった金融機関の経営及びリスクマネジメントの問題点に対して、金融機関の健全性強化と将来における経営危機再発を防ぐため、各国の金融規制に加え国際的なバーゼルⅡ規制を強化することが決定された。世界 20 ヶ国・地域から構成される G20 の政府が金融監督・規制改革を主導することを明確にした。その後バーゼル銀行監督委員会は G20 からの指示を
- 10 うけ、それをもとに 2010 年 12 月に「より強靱な銀行及び銀行システムのためのグローバルな規制の枠組み」及び「流動性リスク計測、基準、及びモニタリングのための国際的枠組み」として確定し、バーゼルⅢとして公表されたのである。

- 15 バーゼルⅢは国際的に業務を展開している銀行の自己資本の質と量の見直しが柱となるなど、多くの金融機関で導入されると想定されている。具体的な内容としては、金融危機の経験を踏まえ、自己資本比率規制が厳格化されることとなったほか、定量的な流動性規制や、過大なリスクテイクを抑制するためのレバレッジ比率が新たに導入される予定だ。また導入に当たっては、相当の経過期間と段階的な導入を行うとされており、2012 年末から段階的に導入し、
- 20 2019 年から全面的に適用する予定である。

ここまで金融リスクマネジメントの発展の歴史を見てきたが、次節ではこれらを踏まえた日本のリスクマネジメントへの含意を見ていく。

第 5 節 過去のリスクマネジメントの発展からみる日本への含意

- 25 このように、金融リスクマネジメントは、「失敗からの発展」という表現がふさわしく、失敗するたびに、新たなリスクが認識され、高度化、発展がなされてきた。歴史を概観すると、日本において金融リスクマネジメントを行うにあたっては、いくつかの含意を抽出することが可能である。以下、重要と思われる二つの点について指摘する。

- 30 第一に、バーゼル資本規制などのいわゆる金融監督規制の果たした役割であ

る。金融システム全体を見渡し、トップダウンから規制を作ることによって、システム全体の健全性と金融リスクマネジメントに対する金融機関の意識付けと高度化につながっていることが見て取れる。また、2007年の米国サブプライムローン問題に端を発する金融危機を受けて、近年では規制の強化が叫ばれている。具体的には、個々の金融機関が健全性を確保するだけでは、金融システム全体の安定は測れないとする、マクロプルーデンス政策が活発に議論されており、個々の金融機関と金融システム全体の健全性の両方に大きな役割を担ってきたと言える。これは、日本国内における金融庁や日本銀行の役割に関わり、日本国内の金融システムと個々の金融機関の健全性を高めていくために必要不可欠なものである。

第二に、平常時より、多様化したリスクに対して適切にリスクマネジメントを行うことが重要だということがわかる。どんなリスクでも、ひとたび顕在化して、自己資本を毀損し経営危機/破綻に陥ってしまえば、实体经济にまで影響が及んでしまうのは当然だが、一度リスクが顕在化し、システミックリスクに近づいていくと、当初想定していなかったリスクも複合的に顕在化する例が見て取れる。そのため、各金融機関はどんな細かなリスクに対してもつぶさにマネジメントを行うことが求められ、またそれらが正しく行われているか、平常時から組織内で検証する必要がある。

20

25

30

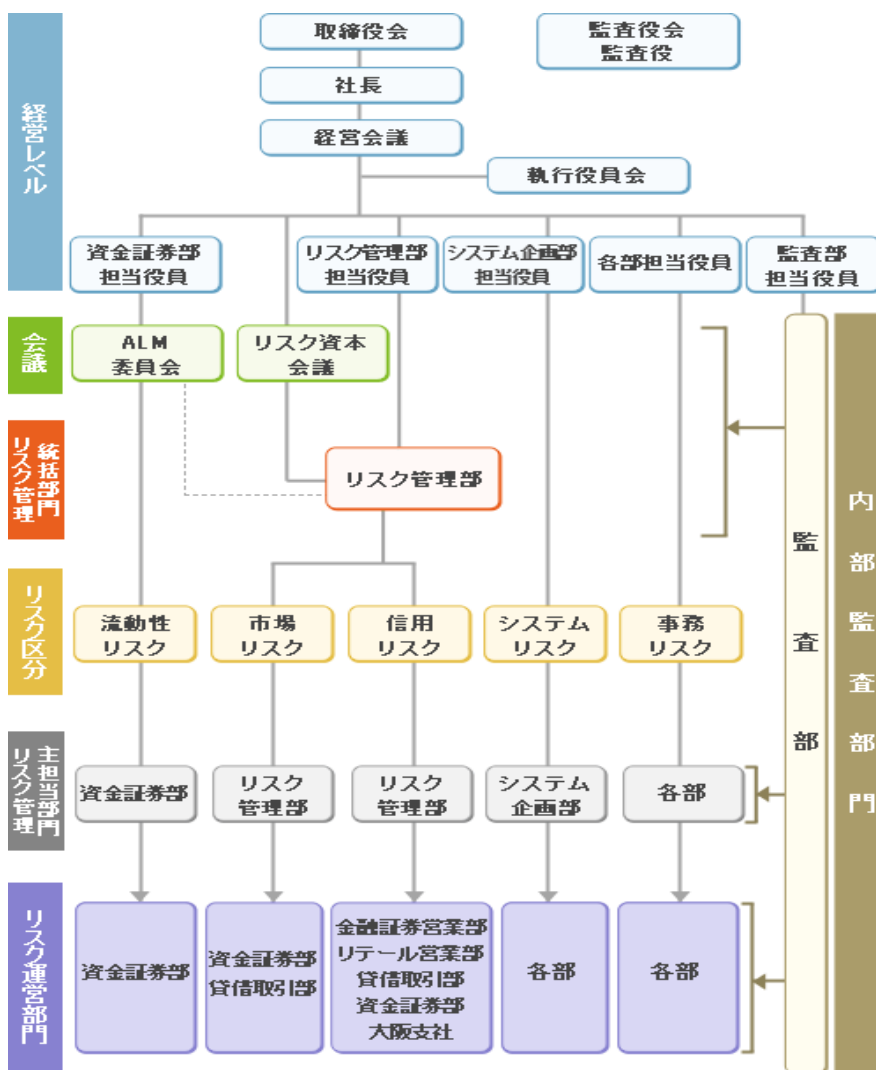
第3章 日本の金融リスクマネジメントの現状

この章では、現在、日本で行われているリスクマネジメントについて見ていく。第1節では、主に銀行、証券会社などの個々の金融機関が行っているリスク管理、第2節では、金融システム全体が行っているリスク管理を見ていく。

5

第1節 銀行・証券会社のリスク管理

下の図は、日本証券金融株式会社のリスク管理体制図である。



(出所) 日本証券金融株式会社 HP より 2014/10/3

- 10 この図より、経営陣の決めた管理方針に従って、リスク管理部の下にあるにあるそれぞれのリスク管理部門がリスク管理をしていることがわかる。また、これらとは独立した内部監査部門を設けることで、独立した監査を行っている

ことがわかる。

それでは、それぞれのリスクは、各管理部でどのように管理されているのかを具体的に見ていこうと思う。第1章で述べた各リスクについても簡潔に述べつつ考察していく。

5

・市場リスク

市場リスクとは、金利・株価・為替等の変動により損失を被るリスクのことである。

10 このリスクに対して、多くの金融機関では、リスクの計量化、管理ならびにこれを補完するためのストレステストを実施している（ストレステストとは、システムに通常以上の負荷をかけて正常に動作するか、つまり隠れた欠陥がないかを調べるものである）。また、市場リスク計量化モデルの信頼性を検証するため、算出した VaR とポートフォリオを固定した仮想損益を比較するバックテスティングが行われる。

15

・信用リスク

信用リスクとは、債務者が、債務を履行できなくなるリスクのことである。信用リスクを知るための指標としては、信用格付けが有名である（信用格付けとは、格付け機関が特定の有価証券や債務者の信用リスクが大きいのか小さいのかを判断したものであり、おおよその目安になる）。また、法人向けの貸出しを行っている金融機関では、内部格付けを整備していることが多い。信用リスク管理は貸出を業務の柱としている金融機関にとっては、大きなことである。このリスクに対して、多くの金融機関では、信用リスクの評価を行うとともに、社内格付け別のデフォルト率を用いて信用リスクの計量化および管理を行って

25 いる。また、計量化による管理を補完するためストレステストも実施されている。一方、与信管理面では、取引先・貸付案件の審査、取引先別の取引限度額の設定を行い、当該取引限度額の管理を行っている。

・流動性のリスク

30 流動性リスクとは、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場

合や、資金の確保に通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクおよび市場の混乱等により取引が出来なくなり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことである。

- 5 このリスクに対して、多くの金融機関では、調達手段の多様化、安定した調達先の確保に努めている。資金繰り管理面では、資金繰り見通しの策定、調達可能額や資産の流動性の把握、大口資金の期日集中の確認などを行うとともに、日々の資金繰り状況について経営陣に報告する体制にしている。

- 10 流動性リスクの計測は、市場からの資金調達にかかる上限額等、資金繰りに関する指標を用いている。流動性リスクにかかるリミット等は、ALM・マーケットリスク委員会での審議・調整および経営会議の審議を経て決定される（ALM・マーケットリスク委員会とは、会社全体の資産・負債を対象とした資金調達・運用計画の策定、収益管理など ALM（資産負債総合管理）に関して審議する会議のことである）。

15

・オペレーショナルリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等のシステムの不備およびコンピュータの不正使用等により損失を被るリスクのことである。

- 20 このリスクに対して、多くの金融機関では、システムの安定稼動に万全を期すべく、ネットワーク・機器類の二重化等によりシステム障害発生 of 未然防止に努めている。システム開発・運用面では、これを安全かつ効率的に行うため、作業手順を明確化するとともに監視体制を整備している。また、システム障害発生時の影響を最小限に抑えるため、各種対応マニュアルの整備、訓練の実施
- 25 等の措置を講じている金融機関もある。

第 2 節 マクロプルーデンス体制

- 第 1 節では、個々の金融機関が行っているリスク管理をみてきた。しかし、2008 年のリーマンショック以来、個々のリスク管理、つまりは、ミクロ的なリスクマネジメントだけでは、金融システム全体の安定を保つことはできないと
- 30

考えられるようになった。そこで、重要視されるようになったのは、金融システム全体の安定を測ろうとする、マクロブルーデンス体制、つまりは、マクロ的なリスクマネジメントである。第2節では、このマクロブルーデンス体制についてみていこうと思う。

- 5 マクロブルーデンス体制が重要視されるようになったのは、先述にもあったように、リーマンショック以来だが、マクロブルーデンスの考え方は、1970年代から存在していた。そこからバブル時代に突入した。そして、バブルが崩壊し、そこから日本で、少しずつ、マクロブルーデンスの考え方が広がっていった。そして、2008年のリーマンショックが起こって、世界的にも本格的にマクロブルーデンスを考えるようになったのである。

- 10 マクロブルーデンスとは、金融システム全体のリスクの状況を分析・評価し、それに基づいて制度設計・政策対応を図ることを通じて、金融システム全体の安定を確保するとの考え方で、考査やオフサイト・モニタリングといった活動に代表されるミクロブルーデンス（個々の金融機関の健全性を確保すること）
15 に対置される概念である。また、マクロブルーデンスの最終目標は、システムミックリスクを抑制し、金融システム全体の安定化とされている（システムミックリスクとは、特定の金融機関や市場が機能不全となったならばそのことの影響が他の金融機関や市場にまで、さらには金融システム全体にまで波及するというリスクのことである）。

- 20 現在、日本では、行政権限を持って業態横断的に監督・検査を行う金融庁と、中央銀行である日本銀行が中心となり、それぞれの機能を活かすかたちで協力しながら、金融システム全体のリスクや金融不均衡の状況を注視しつつ、マクロブルーデンスに関する活動に取り組んでいる。

- 25 日本銀行は、物価の安定と金融システムの安定を通じて、持続的な経済成長の実現に貢献することを目的とする組織である。日本銀行はその実現のため以下の機能や特性を有しており、これらの特性を活かすことがマクロブルーデンス上有効と考えられる。

- 30 ①中央銀行は、金融政策の実施や決済システムの運営などを通じて、日ごろからマクロ経済や金融資本市場、金融取引の綿密な把握に努めている。

②中央銀行は、金融システムの安定確保のため、個別金融機関等に対する最後の貸し手としての機能を有している。

③上記のような役割を果たす中で、中央銀行は、実体経済や金融システムの状況をマクロ的に捉え、分析する組織文化を有している。

- 5 ④中央銀行は、各国の金融資本市場や金融システムに深く関与するとともに、情報交換や協力のためのグローバルな中央銀行間ネットワークを有している。

また、日本銀行は、金融システムの不安定化を防止するため、マクロプルーデンス活動とミクロプルーデンス活動の運営面での連携を強化している。個別金融機関に対する考査・モニタリングから得られた様々なマイクロ情報は、金融機関の経営の健全性の評価に加えて、金融システム全体のリスク動向の把握、分析に活用している。こうしたマイクロ情報を集積し、マクロ経済データや金融統計等と合わせて分析することによって、マクロ統計の持つ遅行性などの制約を補完し、システミックリスクの芽を早い段階から捉えることが狙いである。

15

一方、マクロプルーデンスの視点に立った金融システムの分析・評価は、考査・モニタリングの運営や金融高度化センターの活動、国際会議での議論等に反映させている。例えば、考査における重点的な点検事項は、個別金融機関の経営・リスク管理面の課題のみならず、金融システム全体の状況の分析・評価を踏まえて、毎年度の「考査実施方針」として決定・公表している。また、個別金融機関の考査頻度や調査範囲は、個別金融機関の経営実態に加えて、対象先がもたらしうるシステミックリスクの度合いを勘案して決定している。さらに、個別金融機関に対する日々のモニタリングにおいても、金融庁とも協力しながら、個別金融機関のリスク状況に加え、内外金融システムの状況を踏まえて指導・助言を行っている。

25

金融庁は、検査・監督の重点を、従来の個別金融機関の健全性確保からデフレ脱却に向けた金融仲介機能の円滑化にシフトしており、マクロプルーデンス強化を行政課題の1つと位置づけて対応している。

具体的には、さまざまな金融市場やマクロ経済の動向に加え、金融機関のビジネス戦略が経済に与える影響など同庁内外の情報を、新設したマクロプルー

30

デンス担当参事官の下に一元的に集約し、管理・分析する体制を整える。

こうした情報を今後のストレステストなどにも活用して金融システムの耐性把握に努め、検査・監督方針にも反映していく考えである。

5

第4章 現状から見た金融リスクマネジメントの問題点

ここまで過去の金融リスクマネジメントの発展と、日本のリスク管理、マクロ
プルーデンス政策の現状について論じたが、本章では現状からみるリスクマネ
5 ジメントの問題点について論じる。

第1節 リスク管理への検査の有効性

銀行の行うリスク管理を検査するという仕組み自体が、金融システムの健全
性維持につながるかということに関して論じる。銀行のリスク管理は残念なが
10 ら現状、過去のデータに依拠する金融工学をベースにしており、それをさらに
検査したとしても、相当過去をみているにすぎないということが起こっている。
VaR は過去のデータに依存したものであるため、過去に経験したことがない市
場環境の大きな変化をリスク量の変化として見ることはできず、将来の不確実
性に備えるのには限界がある。

15

第一に、リスク要因の特定の限界。重要なリスク要因を見落とししたり、主要
なリスク要因が過去と異なる場合、リスク評価を誤ってしまう可能性がある。
第二に、統計分析の技術的限界がある。具体的には、過去のデータに基づいて
リスク要因の変動に特定の分布を仮定すると、損益分布のテイル部分を過小評
20 価してしまうファット・テイル性の問題や、VaR の信頼水準を超えて発生する
損益の規模を評価できないというテイル・リスクの問題、そして極端な事象が
生じる際のリスク要因の相関構造の把握が難しいという問題が挙げられる。こ
のように、過去データをもとに計測する VaR には限界があるのである。

25 さらに、リスクが示現することがあったとしても、定期的にしかない金融検
査においてはすでに相当事後となっており、金融機関はそこで事後的な対処を
とることが多い。今後の金融機関は、単一のリスク指標に依存しないリスク管
理を行う必要があると考えている。そのためには、リスクをより包括的に管理
し、VaR をはじめとする計量化手法を補完し、フォワードルッキングの視点を
30 持ったリスク管理をするべきである。

第2節 統合リスク管理の問題点

銀行には、PDCA サイクルというリスク管理の基本フレームワークが存在する。このフレームワークの特徴は、大きく分けて四つある。一つ目が、予算計画策定、予実管理、業績評価という一連の経営管理サイクルにおいて、常にリスク、収益、資本、流動性を一体化して管理すること。二つ目が、これらの一体化管理にトップ・マネジメントだけでなく、部門、部、ラインという組織の全ての階層が関わること。三つ目が、中・長期的な視点を経営管理に盛り込むこと。そして四つ目が、資産・負債、ビジネスあるいは商品のリスク及び収益の特性に合致したきめ細かな管理をすることである。

5
10
15
しかし、現行の管理体制にはいくつか課題がある。まず、資本、流動性、収益、リスクが別々に管理されており、相互の結び付きが希薄であること。経営管理のスペンは年度が主体のため、資本、流動性、収益、リスクの管理についてフォワード・ルッキングな視点が欠如していること。そして、画一的な管理・報告フレームワークであり、変化の激しい状況に対応できないことが挙げられる。それらを改善しないことには、社内でのリスク管理にばらつきが生じるとともに、組織内にリスク管理に対する文化を根付かせることはできないのである。現行の管理体制にはいくつか課題がある。

20
25
まず、資本、流動性、収益、リスクが別々に管理されており、相互の結び付きが希薄であること。経営管理のスペンは年度が主体のため、資本、流動性、収益、リスクの管理についてフォワード・ルッキングな視点が欠如していること。そして、画一的な管理・報告フレームワークであり、変化の激しい状況に対応できないことが挙げられる。それらを改善しないことには、社内でのリスク管理にばらつきが生じるとともに、組織内にリスク管理に対する文化を根付かせることはできないのである。

第3節 リスク管理と規制の限界

30
バーゼルⅡは、その理念が民間のリスク管理の手法を規制に取り込むことであつた。ところがその後、多くの金融機関において、内部のリスク管理というのは規制を遵守することで十分であると考えられ始めた。つまり、リスクを規制が詳細に規定してしまい、金融機関の行動が要求されたリスクだけをみて、

それに必要となる自己資本を用意すればよいという考えである。すると、リスク管理と規制遵守がイコールになってしまうので、リスク管理の形骸化が進む。

そして、これが金融機関全般に広まり、金融システム全体が同じリスクアピタイトと管理機関の集合体となった。つまり、同じ方向を全員が向いていることで、何かが起こると同時に倒れていくという脆弱性を持つことになった。金融機関にとっては、リスクを測定し、それに見合ったリターンを追及するという内部管理が重要で、規制は最低限の要求事項を満たすものに過ぎないのである。

この 20 年近くの金融工学の発展とこれに基づくリスク管理実務や規制は金融の拡大をもたらしてきた反面、大小いくつもの障害を招いてきた。現状のリスク管理は、特に計量的な扱いにおいて金融工学に依拠する。これにより、前提が満たされている限り、複雑な市場のメカニズムとリスクを高い精度での分析が可能である。

しかし問題は市場型金融における連鎖的リスクの拡大など、現状のリスク管理においてとらえられていないリスクがあり、その規模が大きくなっていることが挙げられる。このような急拡大したリスクや、このリスクに起因する循環リスクは市場全体から分析される必要があると考える。

第 4 節 マクロクロプルーデンス政策の問題点

2007 年の金融危機など様々な失敗を経験してきた中で、弱点に対する施策を講じるだけでは今後の新たな危機を乗り越えることは簡単ではないと考える。弱点を指摘するだけでなく、弱点を是正しようという動きが金融機関の側からなぜ起きてこなかったのかということ进行分析し、これを是正するインセンティブ体系を構築する必要があると考えている。

そのインセンティブ体系を整え、金融システムの安定性を高めるためにも、マクロプルーデンス政策の体制を強化するべきであると考えている。

第5章 今後における日本の金融リスクマネジメントの改善策

5 ここまで金融機関の負う様々なリスク及びリスクマネジメントについて述べてきたが、最後に今後日本の金融リスクマネジメントをより発展させていくために改善点を論じていく。

第1節 ストレステストの施行

10 現状、日本の多くの金融機関では統合リスク管理の枠組みが導入されている。ただし、多くの場合は、米欧金融機関と同様に、リスク計量化手法を軸とした枠組みとなっており、リスクの総量を VaR などのリスク計量化手法で捉えていないリスクの管理をどうするかが問題とされている。この問題への対応策の1つが、ストレステストの実施である。実例として、マクロ経済指標（GDP、輸出、失業率、鉱工業生産指数、地価など）を起点とし、その変化がさまざまな
15 リスクファクター変動を通じて、金融機関のポートフォリオ全体に及ぼす影響を評価する方法が注目されている。

マクロ経済指標を起点としたストレステストのメリットには二点ある。一つは、ストレステスト時のさまざまなリスクファクター変動の要因として、マ
20 クロ経済指標の変化というストーリー性を設けることで、経営陣の問題意識と結びつけやすくなるということである。経営陣の納得度が高いほど、組織内での議論の活性化が期待できる。もう一つは、さまざまなリスクファクター間の膨大な相関関係を考慮しなくても、一つのマクロ経済指標と各リスクファクターとの因果関係に着目することで、相関構造を把握するためのデータ処理面での
25 負荷の問題を大きく緩和することができるメリットである。現在、日本でもマクロ経済指標をもとにしたストレステストを試行する金融機関が多くみられる。金融機関は今後、こうした全社的なストレステストの影響度評価に向けた試行錯誤を重ね、リスク管理の有効性や、実用性を高めるべきと考える。

第2節 経営陣によるリスク判断とリスク・コミュニケーション

現在の金融機関では、リスクを多面的に把握し、管理しているのが現状であるが、その場合、経営陣が経営上重要か否かの判断を行なうことが極めて重要となる。経営陣は多様なリスク情報を集約し、リスクの深刻度を判断する必要がある。したがって経営陣はリスク管理に主体的に関与することが不可欠である。ここでいうリスク・コミュニケーションとは、組織全体としてのリスク認識の共有化を図るため、さまざまな立場からリスクに関する情報や問題意識を持ち寄り、対話を行なうことである。わが国でも、程度の差はあれ、従来からリスク・コミュニケーションを行なってきたが、その実効性を向上させることが望ましい。そのための方法を次に論じる。

第一に、経営陣がリスク・コミュニケーションを促進するためのリーダーシップを発揮することである。具体的には、経営陣が、全社的なリスク管理方針を決定、周知するとともに、組織内の各部門がリスク情報を共有化するような対話を促進するイニシアティブをとることである。これによって幅広いリスク情報を集約することができる。

第二に、組織内の異なる視点や問題意識を持ち寄ることである。経営陣、リスク管理部署、融資・審査部門、トレーディング部署など、異なる立場の視点を持つ者との意見交換を行うことで、リスクに対する感度を高めることができる。

第三に、リスク・コミュニケーションが、状況変化に合わせ、内容や頻度の評価が機動的に行われることである。例えば市場環境が変化したとき、迅速なリスク認識を共有化すること、などである。

第四に、リスク・コミュニケーションをより効果的に行うために、経営監理、リスク管理をサポートするためのさまざまなITインフラの整備である。ITインフラが十分に整備されていれば、リスクに関する情報を効率的に集約することができる。また、それをストレステストにも活用できる。

第3節 包括的なリスク管理

VaR等の計量化手法への過度の依存の問題を受け、リスク管理を単一のリスク指標に頼るのではなく、包括的にリスク管理をしていくべきだと考える。

- 5 ① VaRを用いて、VaRで捕捉可能なリスクを管理する。
- ② そしてVaRで捕捉できない計量可能なリスクを他のリスク指標やストレステストや幅広いシナリオ分析で把握。
- 10 ③ 最後に計量困難なリスクを定性的な情報により予兆などを把握する。

このように包括的なリスク管理を行うために、複数のリスク指標、幅広いシナリオ分析、定性・定量的な情報を活用して、金融機関全体のリスクの状況を把握・管理を行うべきと考える。

15

【VaRで捕捉可能なリスク】

確かに、VaRに過度に依存することは問題であるが、統一的な尺度で各種リスクをわかりやすい形で計測し、金融機関全体のリスクの状況を把握・管理できることの意義は変わらない。そのため、計測の前提や手法を見直し、ベンチ

20

【VaRでは捕捉出来ないが計量可能なリスク】

VaRでは捉えきれない計量可能なリスクに関しては、複数のストレステストと、幅広いシナリオ分析を行うことを提案する。

25

発生頻度がきわめて低い事象であるストレステストのシナリオでは、蓋然性のあるシナリオを構築し、意味のある分析をしなければならない。そのためフォワードルッキングな視点により、過去のデータでは説明できないシナリオを議論・構築する必要がある。その議論の際に、経営陣が積極的に参加すべきだ。

30

そうすることで、納得感のあるシナリオを得ることが可能になるとともに実施目的の設定、シナリオ恣意性の排除、必要な網羅性向上、全社的な納得性向

上も期待出来る。そして経営陣の参加を促すために、シナリオ策定作業の経営陣を少人数制にすることで効果を発揮すると考える。またその少人数の経営陣のメンバーを入れ替えることで、様々な視点で検討可能になるとともに、経験や知見が活かされる。ポートフォリオの特性・弱点を表現する手段としても有効であり、ストレステストによりインパクトのイメージを共有できるのである。そしてストレステストに関する新しい視点も使用すべきであると考え。そこでマクロ経済ベース指標起型のストレステストとマクロストレステストを活用すべきだ。

5
10
15
20
25
30

マクロ経済ベース指標起型（GDP、各種経済指標）のストレステストでは、マクロ経済ベースのストレステスト発生を想定して、経営への影響をみることも重要である。マクロ経済指標の変動と各リスクファクターの変動の関係がモデル化できれば、リスクカテゴリーを跨ぐような相互の関連性が分かりやすい全社的ストレステストが可能になる。そこで、特定部署の意図が強く反映されないような配慮も全社的納得性では求められる。

15
20
25
30

またマクロストレステストはリスク体制の単なる評価だけでなく、必要に応じて金融機関のリスク対応に向けた行動につなげることで、より有効活用することが可能だ。そしてマクロストレステストにはトップダウンアプローチとボトムアップアプローチの2パターンがある。トップダウンストレステストは日本銀行が金融システムレポートで使用しているフレームワークを使用する。一方ボトムアップストレステストは銀行固有のモデルを使用する。すなわち個々の銀行がマクロ経済の悪化や市況からどのように影響を受けるかを詳細に分析できるようになるのである。近年ではボトムアップアプローチが脚光を浴びているのだ。

25
30

ボトムアップアプローチの具体例としてリバースストレステストが挙げられる。リバースストレステストは先に損失規模を外生的に与え、そこからシナリオを逆算し、どのようなシナリオがあるかを策定する手段である。リバースストレステストを活用する必要性としては、企業にとって組織の脆弱性を適確に理解できることに加え、より適確・適切な資本計画の立案が可能になる点だ。それに伴い、経営判断の転換点の事前把握を行うことが出来る。当社の限界点を把握した上で、各意見や第三者による蓋然性の検証及びリバースストレステスト

を踏まえた上での脆弱ポイントを共有し、全体として共通認識の問題として把握することが出来る。改善・見直し・アクションプランの協議・策定を行うことでストレステストの実施体制が整備できることにより厳格性が示される。

- 5 またより高度な管理を行うために、様々な視点からみることで整合性や納得性が高いものになると考える。金融機関自らによる視点、監督当局による視点、一斉にストレステストを実施するシステムワイドな視点から見ることを推奨する。3視点からの検証の有効性を見ていきたい。

- 10 金融機関自らによるストレステストは、リスクマネジメントの一環としてストレス状況下で、資本や流動性の要件を満たせるかどうかの評価をするためのテストを自ら開発、実施、対応策をとる。

監督当局によるストレスシナリオは、必要に応じて他の金融機関に対し、定期的に自らストレステストを行う。対象金融機関からデータの提供を受けモデルを用いて分析を行う。

- 15 一斉ストレステストを実施するシステムワイドのストレステスト行うことは金融を安定化させることが目的で共通シナリオを用いて各行が行い、二次的影響を計測するときには有利に働く。このように多面的なストレステストを行うことで、問題の洗い出しや各機関での認識が正しく行われているかの確認並びに、全社的に問題共有が行えるようになると思う。

- 20 さらにシナリオ分析を用いることで、急激な変化に対する損失額が把握可能である。またポートフォリオの極端な偏在に対する警告ツールとして用いることで、効果的な結果が期待できる。しかし特定のシナリオ化での資産価格変化に関する情報しかえられないという問題があるのだ。1つのシナリオの背景には無数のシナリオが存在しているため、目的に応じて複数のシナリオを構成する必要がある。3種のシナリオ（楽観的、ベースライン、悲観的）から1つの
- 25 シナリオを策定することも有効だ。また様々な視点から多様なシナリオを想定し、いざというときに備え、予め対応策を協議・検討しておくことが求められているのである。その時に、バックテストを用いることで検討を行いやすく出来る。VaRの計測後、事後的にVaRを超過する損失が発生した回数を調べるものであり、想定通りの損失額に収まっていたかを確認するうえで重要な役割を
- 30 果たす。そしてその結果をもとに、VaR超過損失の発生が判明した時はその原

因・背景について、分析を行うことが有効だ。そうすることで、VaR 超過損失発生事例の分析によりストレス事象の洗出しや、VaR 計測モデルの改善に繋げることができるためである。

【計量困難なリスク】

- 5 計量化困難なリスク評価では複数の定性・定量的な情報を用いることも重要である。複数の定性・定量的な情報を活用することで、組織内のエクスポージャーをより正確に把握することができるほか、シナリオ分析の考慮事項に参考にすることが可能になる。

- 10 定性情報とは、企業情報の中にある、数値で表すことができない情報のことであり、具体的には、政治・経済・社会情勢などの外部環境や、経営者の資質や会社の技術力、販売体制、ヒアリング情報などの取引先の情報等が挙げられる。また定量情報とは、ポジション情報や VaR 以外の計量化手法、市況状況や信用情報、センシティブティが挙げられる。

- 15 定性・定量的な情報の活用事例として、オペレーショナルリスクにおける、データコンソーシアムへの参加を提案する。オペレーショナルリスクの特徴を改めて挙げると、金融機関の全ての業務・システムに内在し、それが顕在化するプロセスに直接・間接に関与する人員が広範囲に及ぶこと。また、信用・市場リスクに比べてリスク顕在化や損失の規模を予想することが難しいということが挙げられる。オペレーショナルリスクは内部損失データ、外部データ、
- 20 コントロール・セルフ・アセスメントを活用しシナリオ分析を行っている。しかし、リスクの所在が広範囲に及ぶため、データを、リスク事象別、業務プロセス別などに細分化すると、分析対象となるほどのデータ数が得られないという問題点がある。

- 25 一方データコンソーシアムとは、参加している金融機関の内部データやシナリオを共有することができるシステムである。より多くの金融機関がデータコンソーシアムに参加することで、比較分析できるデータ数が増え、自社では発生が限定的な水準にとどまっているリスク顕在化事例に対しても予防的に対応策を講じることが可能となる。

- 30 こういった定性・定量的な情報を活用することにより、未だ経験していない重要なリスク要因の把握や客観的なリスク評価に大きく貢献することになる。

第4節 マクロブルーデンス政策の改善

欧米主要国は破綻処理計画の導入作業を着実に進めているが、様々な課題や問題点が存在する。破綻処理計画の目的を示したあと、体制の問題点と細かな問題点二つに絞り列挙しつつ、それに対する私たちの提案を提示していく。

5

破綻処理計画の目的は二つ存在する。一つは、公的な資金に頼らずに倒産するインセンティブを持たせることでモラルハザードを回避し、金融機関の行き過ぎた取引を避けることである。公的資金の存在は、金融危機の行き過ぎたリスクテイクを助長するモラルハザードを引き起こしてしまうため、破綻処理計画のようなインセンティブ体系を整えることに大きな意義がある。なお、私たちは、実際に破綻処理計画を策定している金融機関が経営難に陥り、市場の流動性が枯渇した場合には、公的資金の注入を行うことが現実的であると考

10

えている。

もう一つは、金融機関破綻時に外部機関及び自社が抱える取引への影響を最低限にして倒産処理を遂行することである。そのためには平常時から事前に自社の取引や業績状態を把握し、破綻状況に応じて速やかに破綻が実行できるように計画を立てることが求められる。その上で、破綻処理計画の現行体制についての問題点について見て、それに対する改善策を提示する。そもそも、破綻処理計画の対象となる金融機関は一体どこなのか。ここで登場するのが G-SIFIs である。G-SIFIs は、経営危機に陥れば、金融システムに混乱が及ぶ恐れのある国際金融システム上重要な機関のことを指す。①グローバルな活動、②規模、③相互関連性、④代替可能性、⑤複雑性の 5 つのリスク要因に対応した指標で判定し、G20 首脳会合で選定される。現在邦銀でこの G-SIFIs に指定されているのは 3 大メガバンクグループのみであり、破綻処理計画を義務づけられているのもこの 3 社だけだ。一方、各国は G-SIFIs に加えて自国でも規制を強化している。G-SIFIs に指定された 3 社のみを対象に規定 20 するのではなく、日本でも国内向けの破綻処理計画をすべきである。

15

20

25

そこで私たちは、国際金融システムだけでなく、国内の金融システム上重要だと思われる金融機関にも破綻処理計画を義務化することは良い施策である

30

考える。

ここからは破綻処理計画の現状の細かな二つの問題点を見ていく。

第一に、機密情報の漏洩という問題がある。破綻処理計画に記載される情報は、金融機関の組織・業務に関するセンシティブなものを多く含むため、金融機関の機密情報がリークなどの形で一般に公表される可能性がある。リーク情報の内容によっては、当該金融機関の株価暴落、経営破綻、さらには金融システムの不安定化を招く懸念がある。国内のみならず、こうした機密情報をどのように外国当局と共有するのか、またいかに外国金融機関の機密情報を国内当局が共有するのかという基準やルールも不明確である。ドッド・フランク法をはじめ各国の規定には、機密情報を完全に保護する規定がなく、何らかの対策が講じられなければならない。そこで、私たちは、情報をリークした場合にペナルティを課すこと、また、機密情報を海外当局と共有する際の当該情報の取扱いや保護に関する規定を作るべきだと考える。

15

第二に、破綻処理計画の規定に、大規模金融機関に問題が発生した場合、当局が当該金融機関に対して、いつ、どの程度組織構造や業務について変更・改善を求めるのかが明確にされていない点が問題として挙げられる。問題発生時、当局が金融機関に対して過度に監督権限を行使すれば、当該金融機関に対する市場の信認低下や債権者の権利の毀損といった事態が生じかねない。そこで私たちはこの問題に対して、当局が介入権限を明確にすることを提案する。

20

現状の問題点を改善し、国内の金融システム上重要な金融機関にも破綻処理計画を実行させた場合、現在のリスクマネジメントにおけるインセンティブの問題を解決し、金融システムの安定性を高めることができると考えている。

25

終章

終章では、第5章で述べた私達の具体的な改善策を簡潔にまとめていき、そして最後に今後の日本の金融リスクマネジメントはどのようにすべきかを述べ完結とする。

5

< 4つの具体的な改善策 >

- ① VaR などのリスク計量化手法で捉えていないリスクの管理に対してそれぞれ適切なストレステストを行うこと。
- 10 ② リスク判断において経営陣によるリスクに対する判断は極めて重要であるので、経営陣が「リスク管理に主体的に関与しリーダーシップを発揮すること」「組織内の異なる視点や問題意識を持ち寄ること」「リスク・コミュニケーションが状況変化に合わせ内容や頻度の評価が機動的に行われるようにすること」「経営監理、リスク管理をサポートするためのさまざまな IT インフラの整備すること」の4つが重要である。
- 15 ③ VaR 等の計量化手法だけでは不十分であるため、リスク管理を単一のリスク指標に頼るのではなく、【VaR で捕捉可能なリスク】【VaR では捕捉出来ないが計量可能なリスク】【VaR では捕捉出来ないが計量可能なリスク】の3視点から包括的にリスク管理をしていくべきである。
- 20 ④ 国際金融システムだけでなく、国内の金融システム上重要だと思われる金融機関にも破綻処理計画を義務化することは良い施策であると考えますが、「機密情報の漏洩という問題に対して、機密情報を海外当局と共有する際の当該情報の取扱いや保護に関する規定を作るべきであること」「大規模金融機関に問題が発生した場合、当局が当該金融機関に対して、いつ、どの程度組織構造や業務について変更・改善を求めるのかが明確にされていない点が問題となっているので、当局が介入権限を明確にすること」
- 25 ⑤ 以上が私達の具体的な改善策である。
- 30

日本の金融機関におけるリスクマネジメントの今後においては、個々の金融機関が、リスクを様々な面から理解し、十分対応できるマネジメントを構築していくことが重要である。

5

そして、過去の金融危機のような時代を引き起こさないために、金融システム全体としてのマクロ視点での取り組みが大切である。そのためには、今までのような単一のリスク指標に頼らないこと、フォワードルッキングな視点を取り入れたリスクの認識をしていくことともに、マクロプルーデンス政策を行って

10

現在の日本の金融リスクマネジメントは、いまだ 2008 年の金融危機の教訓を受けた発展途中であり、理想的状態とは言い難い。個々の金融機関がそれらを一体的に行うことで、単一のリスク指標に頼らない、柔軟で先見性のあるリスク管理を行うことが可能となる。また、マクロプルーデンス的な目線に立ち、金融システム全体の安定性を高めることも重要である。これらの、個々の金融機関におけるリスク管理体制の高度化とマクロプルーデンス政策の質向上、すなわちマクロとミクロの両面からリスクマネジメントを高度化していくことが、日本の金融機関のリスクマネジメントにおいて重要であるといえる。

20

参考文献

- ① 東京リスクマネジャー懇談会編著,2011年,「金融リスクマネジメントバイブル」,きんざい出版,
- ② 統合リスク管理研究会著,2002年,「銀行員のための統合リスク管理入門」,きんざい出版,
- ③ 藤井健司著,2008年,「金融機関の統合的リスク・自己資本管理態勢」,きんざい出版,
- ④ 一般社団法人 全国銀行協会
http://www.zenginkyo.or.jp/service/risk/risk_return/index.html
- ⑤ 東京ロイター 8/6
<http://jp.reuters.com/article/vcJPboj/idJPKBN0G60IJ20140806>
- ⑥ 日本銀行のマクロブルーデンス面での取り組み
www.boj.or.jp/finsys/fs_policy/fin111018a.pdf
- ⑦ 日本銀行 Bank of Japan
<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/pfsys/e14.htm/>
- ⑧ 日本証券株式会社 HP
<http://www.jsf.co.jp/co/co0803.html>
- ⑨ みずほ銀行 HP
http://www.mizuho-fg.co.jp/company/internal/r_management/market.html

20